

## 訪問看護ステーション瑞月 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 瑞月が開設する訪問看護ステーション瑞月(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション 瑞月
- ② 所在地 名古屋市天白区中平4丁目311 パークサイド中平101号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	1名	4名	常勤1人管理者と兼務
	准看護師	0名	0名	
作業療法士		0名	1名	
事務職員		0名	1名	

#### (1) 管理者

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

#### (2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理

## ⑩ その他医師の指示による医療処置

### (利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上5キロメートル未満 350円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円

3 死後の処置料は、材料費を含め、9000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、天白区とする。

### (衛生管理等)

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会(TV電話等を活用して行う事ができるものとする)を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

### (緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

### (個人情報の保護)

第11条 利用者及び家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(TV電話等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施

2 サービス提供中に、事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

### (業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や災害の発生時において、事業の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、その計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (身体拘束等に関する事項)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### (その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、看護職員等の資質向上を図る為の研修を次の通りに設けるものとし、その業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 従業者の同居家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
- 5 適切な事業の提供を確保する為、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業に関する記録を整備し、サービスを終了した日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社瑞月とステーション瑞月の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年8月22日から施行する。  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。  
この規程は、令和1年6月1日から施行する。  
この規程は、令和2年6月1日から施行する。  
この規程は、令和3年6月1日から施行する。  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。